

## 関係事業者の皆様

### 化学兵器禁止法に基づく指定物質の令和7年(1月～12月)製造等・使用 予定数量に関する届出期限のお知らせ

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)第24条、第26条及び第27条に基づく翌暦年(令和7年1月～12月)における製造等・使用の予定数量の届出期限は、**令和6年9月30日(月)**となりますので、以下をご参照いただき、早めのご提出をお願いします。

また、同法に基づく届出を行った事業所のうち、国際機関に申告するための英文申告書類を添付した事業所については、将来、その申告された内容が正しいか国際機関(化学兵器禁止機関:OPCW)による実地での検査(国際検査)を受ける可能性があります。この国際検査については、通告から検査本番までの日数が短いため、経済産業省化学兵器禁止関連施策(国際検査関係)のホームページに掲載されている内容を参考に、あらかじめご準備を進めておくことをお勧めします。(下段参照)

#### 【届出の対象となる事項】

- 令和7年の第一種指定物質の製造、抽出、精製(以下、「製造等」という)・使用予定数量
- 令和7年の第二種指定物質の製造予定数量(抽出、精製の場合は不要です。)

(注)副生成物として製造された場合を含みます。

#### 【対象の事業者】

次のいずれかに該当する事業者は、令和7年製造等・使用予定数量の届出を行ってください。

##### ○第一種指定物質の場合

- ・翌年(令和7年)に届出しきい値を超える指定物質の製造等又は使用を行う事業者
- ・前3年(令和3年～令和5年)のいずれかの年に届出しきい値を超える指定物質の製造等又は使用を行った事業者
- ・本年(令和6年)の予定届出を行った事業者(しきい値を超える予定届出書を提出した場合)

##### ○第二種指定物質の場合

- ・翌年(令和7年)に届出しきい値を超える指定物質の製造を行う事業者
- ・前年(令和5年)に届出しきい値を超える指定物質の製造を行った事業者
- ・本年(令和6年)の予定届出を行った事業者(しきい値を超える予定届出書を提出した場合)

(注)第一種指定化学物質の製造等・使用予定数量又は第二種指定化学物質の製造予定数量が届出しきい値を下回ると想定されるため、今回届出をしなかった場合であっても、後に当該届出しきい値を超える見込みとなった場合には、当該届出しきい値を超えて製造等・使用をすることとなる**30日前**までに予定数量の届出を行う必要があります。

#### 【届出様式、添付すべき書類及び届出方法】

- ・届出様式及び添付が必要な書類は、別添の【参考】3. のとおりです。

・ご提出は、**可能な限り、e-Gov 電子申請にて**行っていただきますようお願いいたします。なお、技術的に不可能な場合においては、従来からの郵送等の方法でお願いいたします。

(電子届出(電子申請)について)

・**電子申請フォーマットは更新されていますので、必ず新しい電子申請フォーマットを使用して届出を行ってください。**なお、新フォーマットでは、前回電子申請を行っていただいた際の電子申請ファイル(旧フォーマット)のデータを取り込むことができますので、まずは旧フォーマットのデータをお取り込みいただいた上で、必要な修正を反映していただければ簡便です。

・e-Gov 電子申請によるご提出が初回であって、各管轄の経済産業局からご案内しております「化兵法電子届出(電子申請)事前登録シート」のご提出がお済みではない場合は(※)、**9月24日(火)までに電子メールにて、経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室宛にお送りください**(メールの宛先等、詳細は「化兵法電子届出(電子申請)事前登録シート」の記載内容をご確認ください)。

(注)すでに事前登録シートを弊省にご提出いただき、弊省から e-Gov 個別認証 ID 及び e-Gov 個別認証パスワードの連絡を受けております場合は、当該事前登録シートの再提出は不要です(e-Gov 個別認証 ID は事業所ごとに異なります)。化兵法電子申請の初回時においてのみ、事前登録シートのご提出をお願いいたします。

(郵送等による届出について)

・届出様式は、経済産業省化学兵器禁止関連施策(届出・申告関係)のホームページ<sup>1</sup>(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。ダウンロードのうえご使用下さい(下段参照)。

・ホームページには各様式の記載例も載せていますのでご参照ください。

・各種届出書への代表者印の捺印は不要です。

## 【届出にあたっての注意事項】

### ○対象となる化学物質

届出の対象となる指定物質及びそのしきい値は法令に定められています。(別添の【参考】1.~2. 又はホームページをご参照ください。)

### ○国際検査で修正するよう指摘された場合

過去の国際検査において、申告内容を修正するよう指摘された場合は、その内容を反映してご提出ください。

### ○令和5年実績数量届出から変更がある場合

本年年初にご提出いただいた、昨年(令和5年)実績数量届出から変更となった事項(事業所名称・プラント名称・住所(英語表記のみの変更も含みます)、対象プラント数、活動内容、対象物質、各種コード(申告書類の第二種指定物質の製造レンジ等)等)がある場合は、**電子届出(電子申請)の際に、電子申請フォーマットの「前回の届出、申告内容からの変更点および届出内容についての特記事項」欄にご記入ください。**郵送等による届出の場合は、当該変更点についてのメモ(様式は問いません)を併せてご提出願います。

<sup>1</sup>届出関係: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/todokede.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html)

(参考)国際検査関係: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/kokusaiikensa.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/kokusaiikensa.html)

## ○その他の注意事項

例年、申告書類に、事業所名、住所、プラント数、製品グループコード等の誤りが散見されますので、ご提出前に再度のご確認をお願いします。また、届出の際には、ご担当者の連絡先（メールアドレスを含む）もお知らせ願います（電子届出（電子申請）の際に、電子申請フォーマットの「届出関係担当者情報」欄にご記入ください）。

### ＜よくある間違いの例＞

- ・ 事業所・プラントの名称の公的文書等との不整合（特に英語名称）  
（ISO 認証書、公的文書、過去に国際検査を受けた場合はその際の報告書と照合してください。）
- ・ プラント数の更新（プラントの新設、廃止等があった場合は反映させてください。）
- ・ 製品グループコードの誤記  
（製品グループコードは、上記ホームページ5.（6）の製品分類コードをご参照ください。）
- ・ 申告様式の不足（必要様式については、別添【参考】3. をご参照ください。）
- ・ 届出書類の不足（製造等施設の位置、製造等設備の位置、製造工程の説明、届出者が法人の代表者でない場合の委任状（代表者印不要）、第一種指定物質を製造する場合の製造能力計算法など。各届出に必要な書類は、ホームページ内の「届出参考資料集」をご参照ください。）

ご不明の点につきましては、上記ホームページの「届出参考資料集」等をご参照いただくか、下記の各経済産業局等までご連絡ください。

### 【届出後に変更届出が必要となる場合】

今回届出していただいた場合でも、次に該当することとなった場合は、変更届出をご提出願います。

#### ○製造等・使用の実績数量が予定数量よりも増加する見込みとなった場合

化学兵器禁止法では、増加する見込みの数量が、

- ① 届出数量の2倍を超える場合（第一種・第二種指定物質共通）
- ② 届出しきい値の10倍を超える場合（第一種指定物質）
- ③ 200トンを超える場合（第二種指定物質）

に該当することとなる30日前までに変更届出を行う義務があります。

また、化学兵器禁止機関からの指摘により、以下のケースが見込まれる場合にもあらかじめ変更届出及び修正した申告書類のご提出をお願いします。

・第一種指定物質取扱事業所：

製造等・使用の実績数量が、予定届出数量より増加することとなる場合

・第二種指定物質取扱事業所：

製造の実績数量が、予定申告に記載した製造レンジ（申告書類 Form 3.4 における第二種指定物質の製造レンジ）を超えて増加することとなる場合

詳細につきましては、ホームページの「表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について（依頼）」をご参照ください。

## ○届出書類の提出先(書類記入等に係るお問合せ先)

(各メールアドレス中の“☆”は“@”に置き換えて下さい。)

北海道経済産業局 地域経済部製造・情報産業課

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL:011-709-1784(直通) E-mail: bzl-hokkaido-seizojoho☆meti.go.jp

東北経済産業局 地域経済部製造産業課

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
TEL:022-221-4903(直通) E-mail: bzl-thk-cw☆meti.go.jp

関東経済産業局 産業部製造産業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館  
TEL:048-600-0312(直通) E-mail: bzl-kanto-kahei☆meti.go.jp

中部経済産業局 産業部製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2  
TEL:052-951-2724(直通) E-mail: bzl-chb-kahei-madoguchi☆meti.go.jp

近畿経済産業局 産業部製造産業課

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館  
TEL:06-6966-6022(直通) E-mail: bzl-kin-kahei☆meti.go.jp

中国経済産業局 地域経済部製造産業課

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館  
TEL:082-224-5630(直通) E-mail: bzl-monozukuri☆meti.go.jp

四国経済産業局 地域経済部製造産業・情報政策課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館  
TEL:087-811-8520(直通) E-mail: bzl-shikoku-kahei☆meti.go.jp

九州経済産業局 地域経済部製造産業課

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館  
TEL:092-482-5442(直通) E-mail: bzl-kyushu-kahei☆meti.go.jp

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL:098-866-1730(直通)

## ○化学兵器禁止法全般についてのお問合せ先

経済産業省 産業保安・安全グループ化学物質管理課

化学兵器・麻薬原料等規制対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL:03-3580-0937(直通) E-mail: bzl-kahei-madoguchi☆meti.go.jp

(別添)

## 【参考】

## 1. 化学兵器禁止法に基づく指定物質

	毒 性 物 質	原 料 物 質
第一種指定物質	<p>(一) <math>\text{O} \cdot \text{O}'</math> - ジエチル = S - [二 - (ジエチルアミノ) エチル] = ホスホロチオラート (別名アミトン) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</p> <p>(二) <math>\text{—} \cdot \text{—} \cdot \text{—} \cdot \text{—} \cdot \text{—} \cdot \text{—}</math> ペンタフルオロ - 二 - (トリフルオロメチル) - - プロペン (別名 P F I B)</p> <p>(三) <math>\text{—} \cdot \text{—}</math> キヌクリジニル = ベンジラート (別名 B Z)</p>	<p>(一) 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であつて、次に掲げるもの以外のもの。 イ 一の項の第三欄 (一) から (四) ま で及び第四欄に掲げる物質 ロ <math>\text{O} \cdot \text{—}</math> エチル = S - フェニル = エチル ホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)</p> <p>(二) <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルホスホルアミジク = ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(三) ジアルキル = <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及び <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(四) 三塩化ヒ素</p> <p>(五) <math>\text{—} \cdot \text{—}</math> ジフェニル - 二 - ヒドロキシ酢酸</p> <p>(六) キヌクリジン - 三 - オール</p> <p>(七) <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルアミノエチル - 二 - クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(八) <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルアミノエタン - 二 - オール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。 <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジメチルアミノエタノール及び <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジエチルアミノエタノールを除く。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(九) <math>\text{N} \cdot \text{N}</math> - ジアルキルアミノエタン - 二 - チオール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類</p> <p>(一〇) ビス (二 - ヒドロキシエチル) スルフィド (別名チオジグリコール)</p> <p>(一一) <math>\text{—} \cdot \text{—}</math> ジメチルブタン - 二 - オール (別名ピナコリルアルコール)</p>
第二種指定物質	<p>(一) 二塩化カルボニル (別名ホスゲン)</p> <p>(二) 塩化シアン</p> <p>(三) シアン化水素</p> <p>(四) トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)</p>	<p>(一) 塩化ホスホリル</p> <p>(二) 三塩化リン</p> <p>(三) 五塩化リン</p> <p>(四) 亜リン酸トリメチル</p> <p>(五) 亜リン酸トリエチル</p> <p>(六) 亜リン酸ジメチル</p> <p>(七) 亜リン酸ジエチル</p> <p>(八) 一塩化硫黄</p> <p>(九) 二塩化硫黄</p> <p>(一〇) 塩化チオニル</p> <p>(一一) エチルジエタノールアミン</p> <p>(一二) メチルジエタノールアミン</p> <p>(一三) トリエタノールアミン</p>

## 2. 届出の要件

①令和7年(2025年)(暦年)における物質ごとの製造等・使用の予定数量が、事業所全体として以下の届出しきい値を超えると見込まれる場合、②令和3年～令和5年(2021～2023年)(暦年。第二種指定物質については2023年のみ。)における物質ごとの製造等・使用の実績量が、事業所全体として以下の届出しきい値を超えた場合、③令和6年(2024年)(暦年)における製造等・使用の予定数量の届出を行った場合に、届出が必要となります。

濃度しきい値欄に「なし」とある場合、数値に関わらず届出が必要となります。副生物も届出の対象となりますのでご注意ください。

				届出しきい値	
				数量しきい値	濃度しきい値(重量換算)
第一種指定物質	製造等／使用	毒性物質	BZ	1kg	製造等:なし 使用: 10kg超:1% 1kg<BZ≤10kg:10%
			BZ以外	100kg	製造等:なし 使用: 1t超:1% 100kg<BZ以外≤1t:10%
	原料物質		1t	製造等:なし 使用:30%	
第二種指定物質	製造		30t	なし	

### 3. 届出書面の基本セット

	必要書面	単位
第一種指定物質 (表2剤)  ※	様式第15	物質ごと、活動ごと、事業所ごと
	Form2. 2 (基本情報)	事業所ごと
	Form2. 3 (基本情報)	プラントごと
	Form2. 3. 1 (活動内容)	プラントごと
	Form2. 3. 2 (生産能力)	プラントごと (生産がある場合のみ)
	Form2. 5 (予定活動)	物質ごと
	事業所内の当該第一種指定物質の製造等施設の位置、及び事業所内の製造等設備その他の設備の位置を示す図面	事業所全体及びプラントごと
	当該第一種指定物質の製造等工程を説明した書面(製造にあっては、その製造能力の計算方法を含む)	物質ごと
第二種指定物質 (表3剤)  ※	様式第18	物質ごと、事業所ごと
	Form3. 2 (基本情報)	事業所ごと
	Form3. 3 (活動内容)	プラントごと
	Form3. 4 (予定活動)	物質ごと
	事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の位置、及び事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面	事業所全体及びプラントごと
	当該第二種指定物質の製造工程を説明した書面	物質ごと

※ 化学兵器禁止条約に基づく国際機関への申告用の様式です。申告しきい値(「届出参考資料集」等をご参照ください。)を超えない場合は提出不要で様式第15又は第18のみをご提出ください。ご不明の場合は、ホームページをご覧くださいか、上記のお問合せ先までご連絡ください。